

移動等円滑化取組計画書

京阪バス発第 142 号
2024年6月28日

京都市南区東九条南石田町5番地
京 阪 バ ス 株 式 会 社
取締役社長 三 浦 達 也

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

(1) 旅客施設及び車両等の整備に関する事項 ・当社が保有する一般路線バス車両においては、2023年度末時点でバリアフリー対応車両(ノンステップ・ワンステップ・リフト付き)の導入率100%を達成しているが、当該車両のうちノンステップバス導入率は77% (388両/504両) となっている。こうした現状を踏まえ、車両の更新と併せてノンステップバスの導入を更に推進し、置き換え可能な一般路線バス車両はノンステップバスとし、導入率80%を早期に目指す。 ・当社的高速道路を経由する路線においては、リフト付きバス又はスロープ付きバスの導入について検討する。 (2) 旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項 ・停留所での時刻表・案内表示について、文字の大きさ、文字と背景色の組み合わせ、設置位置の高さを目線位置への変更を順次検討し、高齢者、障害者等の方への情報提供を考慮したものとする。 ・全社員が高齢者、障害者等の方に声かけ、誘導案内等の人的支援ができるよう、国土交通省が定める「交通事業者向け接遇研修プログラム」に準拠した研修を2019年度より実施しており、2024年度以降も継続的に実施する。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ノンステップバス	・ ノンステップバスを100両導入する。(2024～2026年度)

- ② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
運行情報提供設備の維持管理	・運行情報提供設備について、定期的に保守・点検することにより適切に維持管理する。
停留所時刻表等の点検・修理	・定期的に停留所を点検し、破損箇所については適宜修理を実施する。また、停留所表示物を保護しているアクリル板が劣化している停留所については、劣化アクリル板の修理・交換により視認性の改善を引き続き実施する。
行先表示機（方向幕）への白色 LED 導入拡大	・行先表示機（方向幕）の LED を従来のオレンジ色から白色に変更することにより視認性を改善する。（2024 年度 49 両）
車いす取り扱いに関する教育	・主に現業の社員に対して、スロープ板および車いす固定装置の取り扱いに関する研修を継続的に実施する。

- ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
補助スロープ板の導入	・反転式スロープ板については、取り扱いが比較的簡易である反面、停留所の形状によってはスロープ板の設置が困難であることから、反転式スロープ板導入車両であっても、予備のスロープ板として据置式スロープ板をあわせて装備する。（2024 年度 45 両）

- ④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
車内における情報提供	・車内の運賃表示器についてフルカラー化を完了しているが、新造車両についても引き続きフルカラーの運賃表示器を導入する。 ・鉄道と接続する主要な停留所において、鉄道との乗継時刻を車内の運賃表示器に掲出しているが、引き続き同サービスを実施する。
車外における情報提供	・主要な起点停留所において、行き先表示器（前部・側面・後部）に発車時刻を掲出しているが、引き続き同サービスを実施する。

自社ウェブサイトにおける情報提供	・自社ウェブサイト「京阪グループバスナビ」の経路検索画面にて、運行車両タイプ（「ノンステップバス」「ワンステップバス」）を提供しており、引き続き同サービスを実施する。
------------------	---

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
接遇に関する講習の実施	・全ての社員に対して、国土交通省が定める「交通事業者向け接遇研修プログラム」に準拠した研修を行う。 ・主に現業の社員に対して、障害の多様性の理解と声掛けの必要性や、法令や社会的背景から学ぶ「心のバリアフリー」の基本に關しての研修を行う。

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
優先座席に関する啓発の実施	優先席を必要とされるお客様に座席を譲っていただく旨をバス車内の自動音声による啓発を引き続き実施する。
車外放送での経路番号の案内	停留所停車時の車外放送にて、経路番号の案内を順次実施する。

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

「危険なバス停」に関して、停留所の表示物や車内機器等によるお客様への啓蒙を継続。啓発文の点検、更新及び既案内の啓発文の視認性向上の為の対策を引き続き検討する。

Ⅳ 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由
接遇に関する講習の実施	・「法令や社会的背景から学ぶ『心のバリアフリー』の基本」に関する研修を追加	-

Ⅴ 計画書の公表方法

WEB上に掲載

VI その他計画に関連する事項

・ 移動等円滑化における車両の整備に関する事項は運輸部車両課、情報提供及び停留所や旅客施設に関する事項は運輸部管理課（乗合営業担当）、教育訓練に関する事項は総務人事部ならびに運輸部管理課（運輸担当）が担当し、運輸部長が全体を統括する。

注1 IVには、IIについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。

3 VIには、IIの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。